

UPR第4回日本審査に対する対応・留意する(Note)

| テーマ | 番号 | 内容 | 政府見解 | 勧告した国 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 性的マイノリティの人権 勧告数14 14カ国 | 158 266 | SOGIESCに基づく権利保護および同性婚を法的に承認することを含む包括的差別禁止法を成立させること。 | 日本の立場は政府報告で述べたとおりである(パラグラフ8)。 *日本国憲法14条の法の下の平等の原則にもとづき、雇用や教育、医療や公共交通機関のような人びとの生活に強く結びつき、かつ公共性の高い領域において差別を幅広く禁じる法および規制を設けている。教育においては憲法26条および教育基本法4条で、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」としている。 | アメリカ チェコ ベルギー |
| | 158 267 | SOGIに基づく差別への対策を含む包括的差別禁止法を制定すること。 | | |
| | 158 268 | 人種、SOGIESCに基づく差別への対策を含む強制力を伴う包括的差別禁止法を制定すること。 | | |
| | 158 270 | 同性の成人カップルに対して市民権を承認する規制の枠組みの採用すること。 | 日本の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラグラフ81)。 *日本の家族のあり方に関連する重要なイシューであるため、同性婚の導入は慎重な検討を要する、としている。 | アルゼンチン アイスランド |
| | 158 276 | 同性婚を合法にすること | | |
| | 158 271 | SOGIに基づく差別を法的に禁止し、同性婚を認め、強制不妊をおしつけるGIDに関する法律を撤廃すること。 | | |
| | 158 272 | LGBTIの権利を守り促進し、同性カップルを国家レベルで承認する包括的差別禁止法の成立に向けて取り組むこと。 | | |
| | 158 273 | SOGIに基づく差別をなくし、同性パートナーシップを国家レベルで承認し同性婚を認めるようさらに取り組むこと。 | | |
| | 158 274 | 性的指向に基づく差別に対処し、同性婚を国レベルで認めるよう処置を講じること。 | | |
| | 158 282 | GID特例法の見直しおよび同性婚を異性婚と平等なレベルで法的に承認することで、SOGIに基づく差別に対処するよう措置を講じること。 | | |
| | 158 284 | SOGIESCに基づく差別の撤廃のために反差別法を制定し、平等のための国家機関を新たに作ること。 | | |
| | 158 279 | とくに同性パートナーシップに対して、SOGIに基づく差別をなくすために反差別法を制定すること。 | 日本の立場は政府報告で述べたとおりである(パラグラフ8)。 | アイスランド |
| 158 281 | 第三者による性的指向や性自認のアウトティングを含むプライバシーに対する恣意的かつ不法な干渉からLGBTIを保護するための法整備を検討すること。 | 個人情報保護法および他の法律によってもプライバシーは守られている。個人情報保護法の下では、プライバシーは法によって保護される法益(個人の権利および利益)の一つに含まれておりLGBTのプライバシーも個人情報の適切な取り扱いによって守られることとなる。加えてLGBTへの理解を促進するための法案の提出に向けている段階であるため、政府は立法プロセスを見守っている。 | マルタ | |
| 158 285 | LGBTIへの差別をなくすための施策を行う。特に、保安や調査機関への啓発や差別および暴力に対する処罰を通じてこれを継続して行うこと。 | LGBTへの理解を促進するための法案の提出に向けている段階であるため、政府は立法プロセスを見守っている。 | ドミニカ共和国 | |
| 人種差別、ハイトスピーチ、ハイトクライム 勧告数7 7カ国 | 158 32 | 人種差別撤廃条約における第4条の留保を取り下げること。 | なし | ナミビア |
| | 158 74 | 特に先住民および移民に対する人種・民族・出自に基づく差別を禁止し処罰するために法整備をみなおすこと。 | アイヌ民族については日本の立場は政府報告で述べたとおりである(パラグラフ84)。日本はアイヌ民族のみを日本における先住民と認識している。158.73への回答も参照。 | メキシコ |
| | 158 73 | ハイトスピーチおよびマイノリティを標的とした人種に動機づけられた犯罪を禁止する法律を制定し、在日朝鮮人が公共の場でも自らのアイデンティティを表現できる環境を確保すること。 | 人種差別に基づく考えを広めたり表現することについて、それらの行為の多くが現行で法律の対応できる。現行法を超えてこれらの行為を処罰することは言論の自由とのかねあひからきわめて慎重な検討を要する。 | 北朝鮮 韓国 コスタリカ |
| | 158 89 | ハイトスピーチを禁止し処罰することで、ハイトスピーチ解消法をより効果的に執行するための取り組みを継続すること。 | | |
| | 158 296 | マイノリティや移民への人種差別やハイトスピーチ表現に対して取り組み、人種差別を犯罪化するよう法律を変えること。 | | |
| | 158 81 | 人種差別およびハイトスピーチに対して有効な法的および行政的施策を講じること | ハイトスピーチ解消法が2016年に成立した。 | 中国 |
| | 158 280 | ハイトスピーチ解消法の対象を拡大し、人種・民族、性的指向および性自認に基づく差別の禁止 | 158.73への回答を参照。 | オーストラリア |
| 包括的差別禁止法 勧告数3 3カ国 | 158 72 | 包括的な法整備によって反差別政策をさらに強化すること。 | なし | ウクライナ |
| | 158 86 | 包括的差別禁止法を制定すること。 | なし | モンテネグロ |
| | 158 244 | 女性、子ども、民族的、社会的、性的マイノリティ、障害者を含む日本社会のすべての構成員の人権保護を強化するために、包括的差別禁止法を制定すること。 | 158.73への回答を参照。 | スウェーデン |
| 被収容者の人権 勧告数6 6カ国 | 158 105 | 禁固および収容の環境が国連被収容者処遇最低基準規則(マンデラ・ルール)のような国際人権基準に沿うようにすること。 | | オーストリア |
| | 158 106 | 被収容者に対する医療、精神医療処置、冬季の暖房、食事量の改善(増加)を含む収容状況を改善し国際基準に従うこと。 | | カナダ |
| | 158 107 | 禁固および収容の環境が国連被収容者処遇最低基準規則(マンデラ・ルール)を適用し、虐待的な実践をなくすために行為の最低基準を設けること。 | 日本の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラグラフ77)。 *日本政府は性的指向に関連した課題も含めて、困難を軽減するための様々な対策を刑事収容施設で行っていると述べている。 | ドイツ |
| | 158 142 | 医療へのアクセスへの関連も含めて、囚人および被収容者の状況が完全に国際基準に沿うように改善すること。 | | チェコ |
| | 158 143 | 刑務所の環境の改善および被収容者の心身の健康に対する保護を高めるための処置を強化すること。 | | パキスタン |
| | 158 108 | 被収容者の権利保障への関連も含めて、司法行政システムを改善すること。 | 収容に関する現行のシステムを変える必要はないと認識している。 | ロシア |
| 核廃棄物の処理 勧告数12 6カ国 | 158 135 | 核汚染水の廃棄について国際社会の正当な懸念を真摯に受け止め、透明性を担保した安全な方法をとること。 | 廃棄される水は放射性物質の濃度が国際的な基準値をはるかに下回る、ALPS処理を施された水であり、十分に浄化されている。核汚染水という表現は不正確であり、科学的根拠がない。日本はIAEAのレビューを通して廃棄プロセスの客観性および透明性をこれからも確実にする。 | 中国 |
| | 158 144 | 清潔で、健康的かつ持続可能な環境に対する権利とそれに関連する他の権利を保護し、促進するための国内法整備の強化すること。 | なし | フィジー |
| | 158 148 | 核廃棄物の廃棄および保管方法が人の健康および環境へのダメージを最小化するような代替手段の研究、投資、活用を強化すること。 | 海への放出法については専門家による6年以上にわたる議論のなかで様々な選択肢を多面的にレビューして選択されたものであり、IAEAも適切に関わっている。IAEAはまた、沖への放出は技術的に実現可能であり国際的な実践にもなっていると述べている。 | サモア |
| | 158 161 | 包括的な環境影響評価を実施すること。 | ALPS処理された水中に含まれる放射性以外の周辺環境への潜在的影響要因について、東京電力が分析評価を行ってきた。たとえば、化学物質や水温などであり、東京電力はパブリックコメントに寄せられた項目への回答として改定された放射性環境影響評価報告書に結果を盛り込んでいる。東京電力の評価はIAEAによってレビューされており、国際基準、国内法および規制に則っている。分析および評価に照らして、海洋環境に対して汚染や有害な変化をもたらすものではないと確認されている。 | マーシャル諸島 |
| | 158 170 | 太平洋諸島フォーラムにおいて独立した科学の専門家によって要求されるすべてのデータを遅滞なく提供すること。 | 政府の方針として太平洋諸島フォーラム(PIF)を含む国際社会に対する情報提供を、十分なデータを伴って、科学的根拠をもって透明性ある形で行う。ALPS処理された水の安全性に関するすべてのデータは東京電力のウェブサイトで見ることができる。希釈される前のALPS処理された水に含まれる放射性核種は再分析されており、データの信用性はIAEAのレビューによって裏付けられる。 | マーシャル諸島 |
| | 158 172 | 太平洋諸島フォーラムによる独立した評価が許容できる方法であると結論付けられない限り、放射性廃棄物汚染水の海洋放出計画を停止すること。 | 158.135と158.148への回答を参照。日本政府は2月にPFI代表者と密な対話を行っており、政治的および専門的レベルで太平洋諸島の対話をおこなっている。 | マーシャル諸島 |
| | 158 173 | 放射性廃棄物汚染水の海洋放出計画を停止し、提案された廃棄法に対して太平洋諸島フォーラムによる独立した評価についての対話を継続すること。 | 158.135、158.148、158.172への回答を参照 | フィジー |
| | 158 174 | 放射性廃棄物汚染水の太平洋への放出が許容できる方法であるかについて太平洋諸島フォーラムが評価を進めるために、太平洋諸島フォーラムの専門的な科学者が要求するデータを提供すること。 | 158.135、158.148、158.170への回答を参照 | フィジー |
| | 158 175 | 福島第一原発の核廃棄物の廃棄について適切な国際的との議論がなされるまではいかなる決定も控えるよう検討すること。 | 158.135、158.148への回答を参照 | 東ティモール |
| | 158 176 | 太平洋諸島からの(情報の非対称性を含む)あらゆる懸念について対処され、人間および海洋生物に対する影響についての科学的データを利用可能としない限り、放射性廃棄物汚染水の太平洋への放出を控えること。 | 158.135、158.148、158.170への回答を参照 | サモア |
| | 158 177 | さらなる満足いく科学的なエビデンスを提供しない限り、核に汚染されたあらゆる排水、廃棄物について太平洋への放出をしないこと。 | | バヌアツ |
| 158 179 | 太平洋の人々および生態系を放射性廃棄物によって引き起こされる害から保護するために代替廃棄プランを開発し実施すること。 | 158.135と158.148への回答を参照 | マーシャル諸島 | |